

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年12月12日(2024.12.12)

【公開番号】特開2023-85165(P2023-85165A)

【公開日】令和5年6月20日(2023.6.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-114

【出願番号】特願2022-41722(P2022-41722)

【国際特許分類】

A 63 H 3/46(2006.01)

10

A 63 H 3/36(2006.01)

【F I】

A 63 H 3/46 Z

A 63 H 3/36 D

A 63 H 3/36 G

A 63 H 3/46 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月3日(2024.12.3)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

模型部品であって、

第1の部材と、

前記第1の部材を収容して第1の方向に回動可能に保持すると共に、前記第1の部材を引き出し可能に構成された第2の部材と、

前記第1の部材と、前記第1の方向とは異なる第2の方向に回動可能に接続される第3の部材と

を含み、

第3の部材の回動範囲は、前記第1の部材が前記第2の部材から引き出された場合に拡大される、模型部品。

【請求項2】

前記第1の部材の前記第1の方向により定義される第1の回動面は、前記第3の部材の前記第2の方向により定義される第2の回動面と直交する、請求項1に記載の模型部品。

【請求項3】

前記第1の部材の引き出し方向は、前記第1の回動面の法線方向である、請求項2に記載の模型部品。

【請求項4】

前記第3の部材は、前記第1の部材が有する軸部と接続され、前記軸部回りに回動可能に構成されている、請求項1から3のいずれか1項に記載の模型部品。

【請求項5】

前記第1の部材は表面に第1の段差を有し、

前記第2の部材は前記第1の部材を収容する開口部の内壁に第2の段差を有し、

前記第1の部材は、前記第1の段差が前記第2の段差と係合する位置まで引き出し可能に構成されている、請求項1から4のいずれか1項に記載の模型部品。

【請求項6】

40

50

前記第1の部材と前記第3の部材との接続部分の少なくとも一部は、前記第1の部材の前記引き出しにより前記第2の部材の外側に露出される、請求項1から5のいずれか1項に記載の模型部品。

【請求項7】

人形玩具の関節部を構成する請求項1から6のいずれか1項に記載の模型部品。

【請求項8】

前記関節部は、肩関節部である、請求項7に記載の模型部品。

【請求項9】

前記第3の部材は、前記人形玩具の腕部材と接続するための接続部を含む、請求項8に記載の模型部品。

10

【請求項10】

請求項1から9のいずれか1項に記載の模型部品を有する人形玩具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、模型部品であって、第1の部材と、前記第1の部材を収容して回動可能に保持すると共に、前記第1の部材を引き出し可能に構成された第2の部材と、前記第1の部材が有する軸部と接続し、前記軸部回りに回動可能に構成される第3の部材とを含み、前記第1の部材の前記第2の部材に対する回動方向により定義される第1の回動面は、前記第3の部材の前記第1の部材に対する回動方向により定義される第2の回動面と直交し、第3の部材の回動範囲は、前記第1の部材が前記第2の部材から引き出された場合に拡大される。

20

本発明はまた、模型部品であって、第1の部材と、前記第1の部材を収容して第1の方向に回動可能に保持すると共に、前記第1の部材を引き出し可能に構成された第2の部材と、前記第1の部材と、前記第1の方向とは異なる第2の方向に回動可能に接続される第3の部材とを含み、第3の部材の回動範囲は、前記第1の部材が前記第2の部材から引き出された場合に拡大される。

30

40

50